

# 非居住事由証明書

こどもエコすまい支援事業事務局 御中

《証明者の情報》 事務局から問い合わせを行う場合があります。予めご了承ください。

作成日	年 月 日		
法人・団体名			印  ※個人印不可
肩書・所属			
氏名			
住所	〒		
電話番号			

下記の通り、証明をいたします。

## 記

対象者氏名			
対象者の居住地① ※実際にお住いの住所	〒 (建物名) (部屋番号)		
対象者が 自らの意思に寄らず ①に居住している 事由②	<input type="checkbox"/> 帰任を前提とした転勤の指示を受けている		
	勤務先の支店名	家族の帯同の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
②の事由が生じた 時期	<input type="checkbox"/> その他		
	詳細		
②の事由が生じた 時期	年 月 日		

以上

## 本証明書の作成にあたって

- ◆ 『こどもエコすまい支援事業』は、「子育て世帯」や「若者夫婦世帯」が行う新築住宅の取得やリフォームに対して、補助金の交付を行う、国土交通省所管の補助金事業です。原則、居住用の住宅を対象にしておりますが、単身赴任等の自らの意思によらない事由により補助対象となる住宅に居住できない場合、当該要件が緩和されることがあります。本証明書は、当該要件の緩和を希望する者（対象者）が、事務局から提出を求められる証明書です。（当該証明にあたり、証明が必要な事項が確認できる書類であれば、必ずしも本書式を用いる必要はありません。）
- ◆ 本証明書の作成は、②の事由が「帰任を前提とした転勤の指示を行ったため」である場合、雇用主（会社等）が行ってください。「その他」の場合、当該事由を客観的に証明できる立場の方（自治体、警察、弁護士等）が行ってください。（事務局は、証明者が不適切であると判断した場合、本証明書の有効性を認めないことがあります。）
- ◆ 上記は、すべて記入が必要な項目です。記入漏れがある場合、再発行をお願いすることになりますので、ご注意ください。なお、②の事由が「その他」である場合、その内容を「詳細」に詳しく記入してください。

## こどもエコすまい支援事業事務局

ナビダイヤル 0570-200-594 IP電話等からのご利用の場合 045-330-1340

受付時間：9時～17時（土・日・祝日含む）※通話料がかかります。

ホームページアドレス <https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/>


# 非居住事由証明書

こどもエコすまい支援事業事務局 御中

共同事業者の勤務先など、共同事業者が対象住宅に居住できないことを証明する方が記入してください。(補助事業者による記入欄ではありません)

記入見本

《証明者の情報》 事務局から問い合わせを行う場合があります。予めご了承ください。

作成日	2023 年 〇〇 月 〇〇 日	
法人・団体名	株式会社こどもエコすまい製作所	 ※個人印不可
肩書・所属	〇〇部	
氏名	製作 一郎	
住所	〒100-×××× 東京都 新宿区 〇〇町 1-1-1	
電話番号	03-××××-〇〇〇〇	

下記の通り、証明をいたします。

## 記

対象者氏名	注文 太郎		
対象者の居住地(①) ※実際にお住いの住所	〒200-×××× 北海道 札幌市 中央区 〇〇町 1-1-1 (建物名) (部屋番号)		
対象者が 自らの意思に寄らず ①に居住している 事由(②)	<input checked="" type="checkbox"/> 帰任を前提とした転勤の指示を受けている		
	勤務先の支店名	札幌支社	家族の帯同の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
②の事由が生じた 時期	<input type="checkbox"/> その他		
	詳細		
②の事由が生じた 時期	2023 年 ×× 月 ×× 日		

以上

## 本証明書の作成にあたって

- ◆ 『こどもエコすまい支援事業』は、「子育て世帯」や「若者夫婦世帯」が行う新築住宅の取得やリフォームに対して、補助金の交付を行う、国土交通省所管の補助金事業です。原則、居住用の住宅を対象にしておりますが、単身赴任等の自らの意思によらない事由により補助対象となる住宅に居住できない場合、当該要件が緩和されることがあります。本証明書は、当該要件の緩和を希望する者(対象者)が、事務局から提出を求められる証明書です。(当該証明にあたり、証明が必要な事項が確認できる書類であれば、必ずしも本書式を用いる必要はありません。)
- ◆ 本証明書の作成は、②の事由が「帰任を前提とした転勤の指示を行ったため」である場合、雇用主(会社等)が行ってください。「その他」の場合、当該事由を客観的に証明できる立場の方(自治体、警察、弁護士等)が行ってください。(事務局は、証明者が不適切であると判断した場合、本証明書の有効性を認めないことがあります。)
- ◆ 上記は、すべて記入が必要な項目です。記入漏れがある場合、再発行をお願いすることになりますので、ご注意ください。なお、②の事由が「その他」である場合、その内容を「詳細」に詳しく記入してください。

## こどもエコすまい支援事業事務局

ナビダイヤル 0570-200-594 IP電話等からのご利用の場合 045-330-1340

受付時間:9時~17時(土・日・祝日含む) ※通話料がかかります。

ホームページアドレス <https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/>